

# 狩猟免許の取得から捕獲をするまでの手続きフロー

イノシシ等の野生鳥獣を捕獲するためには、狩猟免許および有害捕獲許可・狩猟者登録が必要です。以下に手続き等の流れを示しますので、参考として下さい。

## ① 狩猟免許試験の受験申請

狩猟免許事前講習会の申込み（任意）

狩猟免許事前講習会の受講（任意）

## ② 狩猟免許試験の受験

## ③ 狩猟免許を取得

銃を使用する場合は、別途、銃の所持許可等が必要  
(銃の所持許可については最寄りの警察署生活安全課へ)

島根県農林水産部農山漁村振興課



## 狩友会へ入会（任意）

捕獲・射撃の技能講習会や狩猟者登録、ハンター保険の加入申請、火薬類の無許可譲受などの手続きなど。  
加入される場合は、近くにお住まいの猟師（猟友会会員の方）へご相談ください。

## ④ 狩猟者登録による捕獲

目的：レジャーや趣味など  
対象：狩猟鳥獣  
期間：11/15～2/15  
(イノシシ、ニホンジカは  
11/1～2月末まで期間を延長)  
捕獲奨励金：なし  
所管先：島根県

## ⑤ 有害鳥獣捕獲許可による捕獲

目的：農作物被害防止など  
対象：市町村が指定した鳥獣  
期間：通年・猟期外（市町村によって異なる）  
捕獲奨励金：あり（市町村によって異なる）  
所管先：市町村  
※ 各市町村で申請方法や許可条件等が異なりますので、個別に問い合わせをお願いします。

※ 個人で狩猟をされる場合は、ハンター保険へ加入する等、万一の事故に備えた対応を取っておく必要があります。保険会社のあっせん等はできませんので、ご自身でお選びいただき、加入をお願いします。

### 【問い合わせ先】

#### ○ 狩猟免許の取得、狩猟者登録について（県）

|                |                    |                  |
|----------------|--------------------|------------------|
| 松江、安来          | 県東部農林水産振興センター林業振興課 | Tel：0852-32-5665 |
| 雲南、奥出雲、飯南      | 同 雲南事務所林業普及第二課     | Tel：0854-42-9556 |
| 出雲             | 同 出雲事務所林業普及第二課     | Tel：0853-30-5579 |
| 浜田、江津          | 県西部農林水産振興センター林業振興課 | Tel：0855-29-5604 |
| 大田、川本、美郷、邑南    | 同 県央事務所林業普及第二課     | Tel：0855-72-9563 |
| 益田、津和野、吉賀      | 同 益田事務所林業普及第二課     | Tel：0856-31-9572 |
| 西ノ島、海士、知夫、隠岐の島 | 隠岐支庁林業振興・普及第二課     | Tel：08512-2-9647 |

#### ○ 有害鳥獣捕獲許可について（市町村）

お住まいの市町村役場の鳥獣行政担当課